

**憲 法** (配点 60 点)**【問題】**

以下の【設例】と【参考条文】を読んで、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

**【設例】**

1. 令和元年法律第 37 号による改正前の警備業法 14 条、3 条 1 号(【参考条文】参照)は、被保佐人であることを警備員の欠格事由の一つとして定めていた(以下、被保佐人であることを警備員の欠格事由として定めた部分を「本件規定」という。)。本件規定を含む欠格事由は、警備業務の適正な実施を期待できない類型の者を警備業務から排除し、警備業務の実施の適正を図ることにより、国民の生命、身体、財産等に対する危険を防止することを目的として定められたものである。
2. X は、軽度の知的障害を有する 38 歳の男性である。平成 26 年、X は、警備会社である A 社の警備員(交通誘導)の求人に応募した。採用の際に X が提出した医師の診断書には、「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者には該当しない」との診断が示されていたことから、A 社は、警備業法 3 条 7 号の欠格事由には該当しないものと判断し、X を雇用した。その後、X は、A 社の警備員として、交通誘導の警備業務に従事し、特に問題を起こすこともなく、勤務実績は良好であった。
3. 平成 29 年、X は、自らの財産を管理するのに必要なサポートを受けるため、保佐開始の審判を申し立てた。申立てにあたっては、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である」(民法 11 条参照)との診断が記された医師の診断書が添付されており、間もなく、保佐開始の審判が確定した。  
すると、A 社は、X に対し、本件規定の定める欠格事由に該当することを理由に、雇用契約を終了する旨を通知し、X は A 社で勤務することができなくなった。
4. X は、弁護士甲に法律相談をし、「自分と同じように軽度の知的障害がある人で警備員として働いている人はいるのに、自分が働くことができないのは納得できない」と訴えた。弁護士甲は、X の代理人として、本件規定は、憲法 22 条 1 項及び 14 条 1 項に違反し、国会が X の退職の時点までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったことは違法であると主張して、国に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。  
(なお、本件規定は、令和元年改正により削除されたが、これは、X が本件訴訟を提起した後のことであり、解答に当たっては考慮しなくてよい。)

**【設問 1】** (配点 40 点)

本件規定が、憲法 22 条 1 項に適合するか否かについて論じなさい。

**【設問 2】** (配点 20 点)

本件規定が、憲法 14 条 1 項に適合するか否かについて論じなさい。

【参考条文】

- 警備業法(昭和47年法律第117号。令和元年法律第37号による改正前のもの)
- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- (2号～6号、8号～11号は省略)
- 第14条 18歳未満の者又は第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者は、警備員となってはならない。
- 2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。
- 警備業の要件に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第1号)
- 第3条 [警備業] 法第3条第7号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- (2項は省略)

以上